

令和7年4月1日から 事業系ごみに係る『処理料金』が変わります。

※令和7年4月1日以降、環境センターに搬入されるものから適用

～事業者の皆様へ～

環境センターからのお知らせ

○変更内容

※10 kgごとの料金（10 kgに満たない場合は10 kgとみなす）

区分(ごみ)		旧料金	新料金
一般廃棄物	燃やせるもの	80円	120円
	燃やせないもの	170円	260円
産業廃棄物	燃やせないもの	270円	350円

○変更理由

平成26年7月より現行の処理料金を負担いただいているところでありますが、ごみ処理経費も増大しており、実際にごみ処理にかかる費用との間に大きな差が生じている現状にあります。

ごみの減量化と資源化の推進、廃棄物処理に係る経費を排出者に適切に負担していただくことを目的に、現行料金の見直しをしました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先：会津若松地方広域市町村圏整備組合
環境センター業務係：0242-27-9004